

## 三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領

### (目的)

第1条 コロナ禍において外食需要の落ち込み等により米価が下落している中、さらに原油価格高騰により電気料金が値上がりし農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業者の負担軽減に資するべく、国営、県営土地改良事業または国、県から補助を受けて造成された、土地改良区等（土地改良区、土地改良区連合および複数の農業者が利用する農業水利施設を管理している農業者が構成員となる団体をいう。以下同じ。）が管理する用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に要する電気料金の高騰分に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号。）および三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年2月1日施行。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象、補助率および事業主体)

第2条 補助対象施設および補助率は、次のとおりとする。なお、補助対象期間は令和5年4月分から令和5年10月分の電気料金とする。

- ア 補助対象施設：国営、県営土地改良事業または  
国、県の補助を受けて造成した農業水利施設
- イ 補助対象：令和5年4月から令和5年10月分の  
使用電力量に対する電気料金の一部
- ウ 補助率：2分の1以内  
※補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 事業主体は、上記施設を管理している土地改良区等とする。

3 国または地方公共団体から農業水利施設に要する電気料金の高騰分に係る補助金等を受けている場合は、本補助金と他の補助金等の合計が補助対象事業費を超えない範囲とする。

### (事業の採択)

第3条 事業を実施しようとする事業主体は、採択申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 国または地方公共団体による農業水利施設に要する電気料金に係る補助金等活用状況報告書

2 知事は、採択申請書の内容を審査のうえ対象施設を決定し、採択通知書（別記様式第2号）により事業主体へ採択内容を通知するものとする。

3 事業主体は、事業を変更または中止しようとするときは、速やかに事業（変更・中止）申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、承認を得るものとする。

(状況報告)

第4条 事業主体は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の遂行および収支の状況について、別に定める日までに事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付申請および実績報告)

第5条 事業主体は、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（別記様式第5号（初めて申請する施設）または第5-2号（令和4年度当該事業による支援を受けた施設又は、二次募集により申請する施設））に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。なお、本事業の補助対象期間の改正に伴い、変更しようとするときは補助金変更交付申請書（別記様式第5-3号）に関係書類を添付し、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 出来高調書（別記様式第6号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第7号）
- (3) 構成員名簿、定款または規約等

※(3)は土地改良区、土地改良区連合以外の場合のみ

- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、別記様式第8号により通知するものとする。
- 3 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。
- 4 事業主体は、第1項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定および請求)

第6条 規則第13条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。

- 2 事業主体は、前項の通知を受けたときは、直ちに補助金交付請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第7条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定  
規則第3条の規定による交付の申請は、令和5年12月28日又は、令和6年1月26日（二次募集）を申請期限とし、申請期限から起算して30日以内

(書類の経由)

第8条 事業主体は、規則およびこの要領の規定により知事に提出する書類を三重県農林水産部長あて提出するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第9条 事業主体は、事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 事業主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年10月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月23日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和5年7月11日から施行する。

2 この要領は、施行の日以後に改正後の三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第3条第1項の規定による採択の申請をする補助金について適用する。  
なお、改正前の三重県土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金交付要領第3条第1項の規定により採択の申請をした補助金については、従前の例による。

付 則

1 この要領は、令和5年11月21日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和6年1月12日から施行する。